【規程番号　神女大Ｖ－019】

家政学部管理栄養士養成課程食品衛生管理者及び食品衛生監視員履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第２条の第４項に基づき、家政学部管理栄養士養成課程に食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格の履修細則を定める。

第２条　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に定める食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格の養成を目的とする。

第３条　食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格科目を履修できる者は、本学家政学部管理栄養士養成課程に入学し、在籍を許可された者に限る。

第４条　管理栄養士養成課程の修業年限は、４年とする。

第５条　食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得については、学則第９条の規定を適用しない。（転入学、編入学の禁止）

第６条　食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得については､学則第 45 条の規定を適用しない。但し、本学管理栄養士養成施設に 4 年在学し卒業した者は除く。（科目履修制度の禁止）

第７条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。